

《相手に知られると生活をする上で支障が生じる情報がある方へ》

徳島家庭裁判所

- ◇あなたが裁判所に提出した書類は、相手が見たり、コピーを取る可能性があります。特に、審判手続では原則としてこれらの行為が許されます。同じ書類を「裁判所提出分＋自分以外の相手の人数分」の通数を提出していただいた場合は、その書類を相手に渡します。
- ◇あなたが裁判所に提出した書類を返却することはできません。
- ◇相手に知られると、あなたやあなたの親族に危害が加えられるおそれがあるなどの理由により、生活をする上で支障が生じるため相手に開示されないことを希望する情報（**非開示希望情報**）がある場合には、**裁判所に提出する書類は、ご自身で注意**していただき、下記《1》または《2》の方法をとっていただく**必要**があります。

※まず、**裁判所に提出する必要がある書類かどうかを確認してください。**

《1》相手に知られると生活をする上で支障が生じる情報が記載された書類を提出したい場合

☞ **その部分を隠した(マスキングした)上、コピーしたものを提出して下さい。**

《2》相手に知られると生活をする上で支障が生じる情報が記載された書類を提出したいが、どうしても1の方法がとれない場合

☞ **その書類に「非開示希望に関する申出書」をホッチキス等で添付してから提出して下さい。非開示希望に関する申出書が必要な方は、担当書記官に連絡して下さい。**

★上記《1》または《2》の方法がとられていない場合、相手に知られると生活をする上で支障が生じる情報が記載された書類でも、**相手がこれを見たり、コピーを取ることができます。**

★非開示希望に関する申出書が提出された場合でも、相手に見せるかどうかの**最終的な判断は裁判所がします。**

